

H29 第3回県有施設・資産有効活用戦略会議

日 時 平成29年11月21日(火)
午前10時～11時
場 所 特別応接室

1. 開 会
2. 座長（副知事）あいさつ
3. 議 事
 - ①公の施設の管理運営見直しについて
 - ②指定管理者制度の見直しについて
 - ③公の施設以外の公有財産（庁舎等）の管理運営見直しについて
 - ④漁業取締船建造へのPFI手法導入検討について
 - ⑤県・市町村連携部会（仮称）の設置について
 - ⑥その他
4. 閉 会

1

公の施設の管理運営見直し

資料1

■公の施設点検の概要（H28～）

【平成28年度】

・第1回戦略会議（H28.4.16）

指定管理者制度や民間委託のさらなる活用に向けて公の施設の点検実施を申し合わせ

・第2回戦略会議（H28.5.26）

各所管部局から管理運営に係る現状・問題意識等を確認した上で、全国及び本県の指定管理者制度導入状況を共有し、更なる指定管理者制度の導入検討など、公の施設の管理運営の点検に係る基本的な考え方を申し合わせ

・第3回戦略会議（H28.11.22）

県直営としている公の施設について、施設の点検を踏まえて提示した総務部提案を踏まえて、各部局において具体的な検討や方針整理を行うことを申し合わせ

【平成29年度】

・第1回戦略会議（H29.6.5）

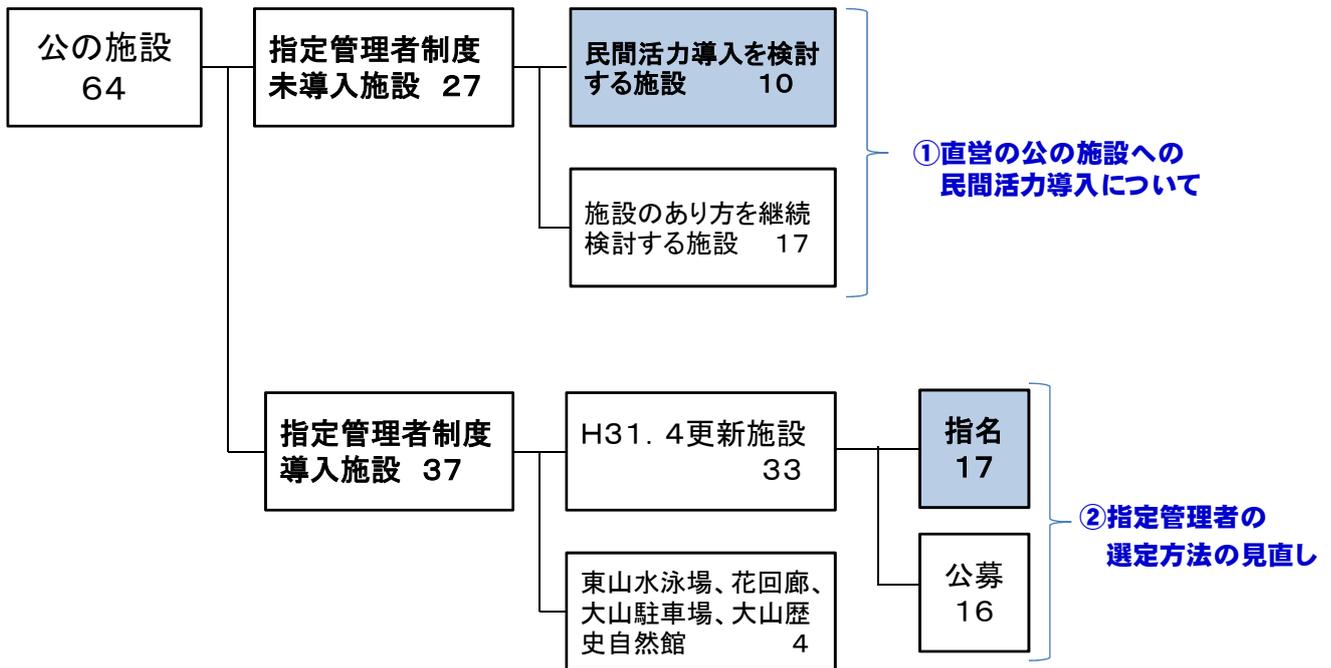
※第2回会議（H29.8.18）では公の施設見直しについては触れていない

検討の進捗状況を確認

2

公の施設の管理運営見直し

■公の施設見直しの体系図



3

公の施設の管理運営見直し

①直営の公の施設への民間活力導入について

昨年度整理「民間活力の導入による一層の機能強化と管理業務の効率化を検討する施設」 10施設（10施設／27施設中）



検討結果

- 指定管理者制度・コンセッション方式を導入する施設 5施設
- 公の施設としては廃止し、財団営とする施設 1施設
- 指定管理者制度等の導入を継続して検討する施設 4施設

4

公の施設の管理運営見直し

■指定管理者制度・コンセッション方式を導入する施設（5施設）

	施設名	見直し方針
農林水産部	とっとり賀露かっこ館	過去に指定管理者制度導入を見送った経過があるが、集客施設の運営においては、民間ノウハウの活用は有効であり、民間主導での周辺地域と連携した地域振興や運営の効率化に向けて、指定管理者制度(公募)を導入する。
	二十一世紀の森	管理業務への民間ノウハウは有効であり、県の関与が必要な試験林管理は県が担いながら、林業技術の研修、森林・林業・県産材に関する普及啓発・交流拠点としての機能強化に向けて、部分的な指定管理者制度(公募)を導入する。
県土整備部	鳥取港ポートパーク	過去に指定管理者募集で応募がなかった経過があるが、管理部門への民間ノウハウの活用は有効であり、募集条件を緩和することを前提に、施設管理部門の運営効率化に向けて、指定管理者制度(公募)を導入する。

5

公の施設の管理運営見直し

	施設名	見直し方針
県土整備部	鳥取空港	鳥取砂丘コナン空港の国内線ターミナルと国際会館の一体的活用が可能となる空港ターミナルビルの一体化整備完了に併せて、ターミナルビル機能の強化と賑わい創出を図るため、民間活力を活用した <u>コンセッション方式(指名指定)</u> を導入する。
教育委員会	むきばんだ史跡公園	管理業務への民間ノウハウは有効であり、県の関与が必要な発掘業務等は県が担いながら、施設管理部門の運営効率化に向けて、部分的な指定管理者制度(公募)を導入する。

⇒ 議会での議論を踏まえ、年度内に設置管理条例の改正、H30年度以降の必要な予算措置を実施予定

6

公の施設の管理運営見直し

■公の施設としては廃止する施設（1施設）

	施設名	見直し方針
県土整備部	国際交流センター	現運営者（国際交流財団）の経験・実績を踏まえ、財団営の施設としても十分な機能の発揮が可能と判断されることから、平成30年4月のふれあい会館への移転を契機に、財団の運営施設として見直し、公の施設としては廃止する。 ※廃止後も財団の円滑な施設運営に配慮が必要

⇒ 議会での議論を踏まえ、年度内に設置管理条例を改正予定

7

公の施設の管理運営見直し

■指定管理者制度等の導入を継続して検討する施設（4施設）

	施設名	見直し方針
生活環境部	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	効果的・効率的な運営のため、隣接する渚交流館（岩美町立施設）との一体的な運営も含めて検討しており、町立施設の運営見直しの状況を見極めてから再度、指定管理者制度の導入も含めて検討する。
商工労働部	産業人材育成センター （倉吉校、米子校）	来年度にかけて指導部門のコースの抜本的な見直しを検討しており、管理部門の事務量や業務内容も現段階では流動的であることから、来年度以降に改めて、指定管理者制度の導入を検討する。
教育委員会	博物館	新たに美術館を整備の後、改修予定であるが、平成28年度に引き続き、鳥取県立博物館協議会において、改修基本構想を検討しており、その中で民間活力導入による管理運営方法等も含めて検討することとしていることから、改修・維持管理へのPFI手法の導入を念頭に継続検討する。

⇒ 継続検討

8

公の施設の管理運営見直し

①直営の公の施設への民間活力導入について

昨年度整理「施設のあり方を継続して検討する施設」 17施設
(17施設／27施設中)

県民ニーズや周辺環境の変化を踏まえ、将来に向けて良質な行政サービスが提供できるよう、持続可能な運営体制のあり方について個々に検討を深めていく施設

公文書館、男女共同参画センター、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校、精神保健福祉センター、喜多原学園、衛生環境研究所、米子駅前だんだん広場、農業大学校、図書館、中央病院、厚生病院

⇒ 継続検討

9

公の施設の管理運営見直し

②指定管理者の選定方法の見直し

○既指定管理者制度導入施設の指名又は公募の見直し方針

公募(16施設) ⇒ 公募継続

指名指定(17施設) ⇒ 公募切替又は指名指定継続

} 合わせて譲渡の可能性も検討

【指名指定から公募に切り替える施設】 2施設

施設名	現指定管理者	見直し方針
武道館	(公財)鳥取県体育協会	従来、武道の普及や競技力向上は、主に当該団体が県と一体となって推進していたことから、その活動拠点となる当該施設の運営管理も指名による指定管理で担わせていたが、近年は県柔道連盟や剣道連盟等の各競技団体が、競技力向上などの役割を担っていることから、施設管理を行うために当該団体を指名する合理的な理由がなく公募に切り替える。
布勢総合運動公園	(公財)鳥取県体育協会	全ての県有のスポーツ施設について、公募で指定管理者を選定している(武道館も今回、指名指定から公募に切り替える)とともに、県外の総合運動公園も公募での事例が多いことから、公募に切り替える。

⇒ 議会での議論を踏まえ、年度内に設置管理条例を改正予定

10

公の施設の管理運営見直し

【引き続き指名指定(非公募)による指定管理者を設定する施設】 12施設

施設名
人権ひろば21、福祉人材研修センター、県民文化会館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター、童謡館、天神川流域下水道、とっとりバイオフィロントニア、農村総合研修所、境港水産物地方卸売市場・境漁港、みなとさかい交流館

【民間譲渡も含めて検討する施設】 3施設

施設名	現指定管理者	見直し方針
鹿野かちみ園 鹿野第二かちみ園 皆生尚寿苑	(社福)鳥取県 厚生事業団	現指定管理者とも調整の上、平成30年度夏を目処に民間譲渡の可能性を検討する。

⇒ 議会での議論を踏まえ、年度内に設置管理条例を改正予定

公の施設の管理運営見直し

■今後のスケジュール

		平成29年		平成30年			平成31年
		11月	12月	1月	2月	4月	7月
導入 指定 施設の 管理 者 見 直し 制 度	既指定管理者制度導入施設の指名又は公募の見直し(公募切替:武道館、布勢総合運動公園)	県有施設・資産有効活用戦略会議 (11月21日)で公表・検討	常任委員会(12月1日)で報告	常任委員会等で議論	2月議会に予算案・条例改正案を上げ・付議	指定管理者の選定手続	→ 公募による指定管理者運営開始
	鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園、尚寿苑				民間譲渡も含めて検討		民間譲渡又は指定管理者制度による運営
現 直 営 の 公 の 施 設	指定管理者制度を導入する施設(4施設)			常任委員会等で議論	2月議会に予算案・条例改正案を上げ・付議	指定管理者の選定手続	→ 指定管理者制度を導入
	公の施設としては廃止する施設(国際交流センター)				2月議会に条例改正案・予算案を付議・上げ	国際交流財団運営施設に切替	
	コンセッション方式を導入する施設(鳥取空港)				運営権者選定及びH30~35年度債務負担行為・H30予算案を2月議会に付議	運営権者との契約	コンセッション方式を導入

■ 指定管理者制度の見直し

○平成29年6月及び9月議会の議論を踏まえ、指定管理者制度の見直しを検討中。

< 検討中の見直し内容（案） >

【指定管理者の（公募）応募資格】

（見直し理由）競争性を確保するため

現行	見直し（案）
鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること （※施設規模が大きく、複数の応募者が想定されず競争性が働かない場合は、「鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等」と規定することも可）	同左 ※ただし、 ①「前期の応募者が1者のみの場合」かつ「指定管理委託料が年間1億円を超える場合」 または ②「専門的、特殊な管理技術が管理範囲の主たる部分を占めるなど、受け皿となる県内事業者が存在しない場合」については、以下のとおり規定 ・鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること ・複数の法人等が共同して応募する場合、構成団体に1者以上、鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人が含まれているグループであること

※想定される施設

①「前期の応募者が1者のみの場合」かつ「指定管理委託料が年間1億円を超える場合」

⇒ 夢みなとタワー、とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館

13

指定管理者制度の見直し

【指名指定にかかる指定管理委託料剰余金の取扱】

（見直し理由）インセンティブを高め、サービス向上改善につなげるため

現行	見直し（案）
剰余金全額を県に返還後、経営努力といえる経費の2/3を翌年度補助金交付 ※ただし、経営努力といえない経費は委託料剰余額から控除	剰余金全額を県に返還後、経営努力といえる経費の10/10を翌年度補助金交付 ※ただし、経営努力といえない経費は委託料剰余額から控除 ※用途は指定管理者の判断で、職員人件費等も含めて、原則自由に使用できることを再周知

【利用料金】

（見直し理由）事業者の創意工夫やサービス水準の向上を図るため

現行	見直し（案）
現行の金額を上限（又は標準）として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定	現行の金額を標準として指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定

【ネーミングライツ】

（見直し理由）ネーミングライツの導入拡大のため

現行	見直し（案）
（規定なし）	施設のネーミングライツ（命名権）導入を合わせて提案することも可能

⇒ 本戦略会議の意見を踏まえて、総務部で案を改めて整理し、議会に報告

14

■公の施設以外の公有財産（庁舎）の包括委託検討

○庁舎の施設管理業務

- ・清掃、警備、廃棄物処理、設備点検、排雪、植栽管理等（個別に委託により実施）
- ・施設・設備の保安全管理計画の策定等

○包括委託のメリット

- ・各所属で実施している毎年（複数年契約の場合は数年に1回）の入札・契約手続が不要となり、事務処理の簡素化が図られる。
- ・施設管理業務の集約により、集約先に配置される施設管理に関する専門的な知識や技術をもつ職員が、専門的な知見に基づき、委託先の民間事業者を適切にモニタリングし、質の高い維持管理業務を実施することができる。
- ・業務仕様が統一されることにより、庁内の施設維持管理水準が一定水準に保たれる。
- ・施設・設備単位の個別発注を一括発注することで、スケールメリットにより、委託料のコストダウンが可能となる（財政支出の削減）。

15

公の施設以外の公有財産（庁舎等）の管理運営手法

■本県の検討の方向性（案）

○県有施設の施設管理マネジメント事業の対象範囲を本庁舎、総合事務所、各地方機関全体に拡大

- ・実施時期：平成32年度当初を目処
- ・対象範囲：本庁舎、各総合事務所、各地方機関（計 約50施設）
- ・対象事業：清掃、各種設備点検、機器保守、警備、廃棄物処理等

⇒ 平成32年度当初からの実施に向け、平成30年度以降の複数年契約は順次、契約期間の終期を調整（平成31年度末に統一）

16

■鳥取県PPP／PFI優先的検討方針の概要 [H28.3.29策定]

○検討対象事業

- ①建設費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（新設・改修）
 - ②単年度の運営費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）
- ※他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても検討を行うことができる。

○検討プロセス

ア 事業担当部局から総務部への協議

イ 第一次検討の実施(庁内での定量評価及び定性評価)

ウ 第二次検討の実施(外部アドバイザーによる「導入可能性調査」等)

【今回の検討事項】

漁業取締船はやぶさの建造手法として、PFI手法導入の適否を検討

17

漁業取締船建造へのPFI手法導入検討

■第一次評価結果概要

1 定量評価: 明確なコスト削減効果が見込めない

- ・漁業取締に従事する船員6名の人件費を除いて積算した場合、15年間の費用で0.8億円のコスト増。PFI導入によるコスト減が0.6億円見込めるものの、整備を2年延長(H32→H34)することによる建造費の増や中間検査実施によるコストが少なく見積もっても、1.4億円はかかることによるもの。
- ・漁業取締という公権力の行使を伴う業務の性質上、船員全員を民間事業者置き換えることは不可能であるが、仮に船員6名全員を民間事業者置きかえて計算したとしても、明確なコスト削減効果は見込めない。

2 定性評価: 取締業務は行政直営でなければならない

- ・漁業取締船は漁業秩序維持のため、漁業関係法令の違反者の取締及び指導を行っており、直接、公権力を行使する業務であることから、漁業取締業務については行政直営が必要。
- ・設計・建造から維持管理まで一括して民間事業者任せすることで、各業務ごとに発注する場合に比べ効率化を図ることができるが、限られた船員の一部に民間職員を含めた場合、取締業務に支障が生じる可能性がある。

【第一次検討の評価案】

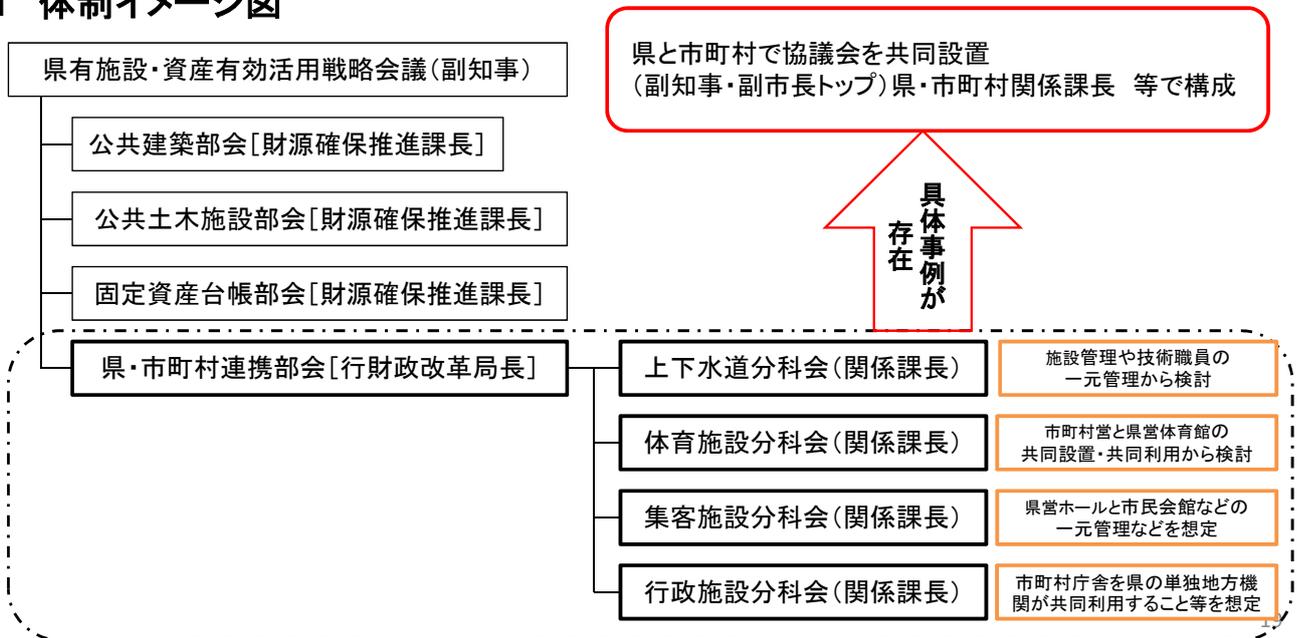
- **PFI手法を活用することなく従来型手法(直営による代船建造・維持管理)を行うことが有効**であると考えられる

18

○人口減少に伴う厳しい財政状況を想定し、オール鳥取県で持続可能な行政体制とするため、まずは県庁内に、市町村と共同設置・共同利用の可能な公共施設の検討を行う新たな体制を本会議の内部組織として設置。

○なお、具体的事例が存在する場合は協議会を設置し、関係市町村と詳細検討を行う。

1 体制イメージ図



県・市町村連携部会（仮称）の設置

2 部会構成

(部会長) 総務部長 (事務局) 行財政改革局長 (業務効率推進課長)

(構成員) 財政課長、財源確保推進課長、地域振興課長、関係施設所管課長

3 所掌

・人口減少に伴う厳しい財政状況を想定し、市町村と共同設置・共同利用・一元管理の可能な公共施設を検討する。

4 具体的な検討手法

・施設を最小コストで維持管理するための一元管理

広域連携 ⇒ 民間委託

当面は、圏域ごとに施設や技術職員を一元管理するための課題を整理。

・県、市町村有施設のムダのない効率的な配置

統廃合 ⇒ 共同設置、共同利用

当面は、分科会ごとに県と各市町村の総合管理計画を突合し、時期、位置などの重複箇所を抽出し、共同設置、共同利用の可能性を検討。